

## 第10章 児童相談所の決定に対する不服申立てについて

1. 行政不服審査とは何か
2. 行政不服申立てにどう対応するか

## 第11章 関係機関との連携の実際

1. 市町村(要保護児童対策地域協議会)との協働
2. 福祉事務所(家庭児童相談室)との連携
3. 市町村の母子保健部局等との連携
4. 児童委員との連携
5. 児童家庭支援センターとの連携
6. 児童福祉施設との連携
7. 里親との連携
8. 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携
9. 医療機関との連携
10. 警察との連携
11. 弁護士との連携
12. 家庭裁判所との連携
13. 配偶者暴力相談支援センターとの関係
14. 民間虐待防止団体との連携

## 第12章 電話相談の実際

1. 子ども本人からの相談
2. 養育者からの相談
3. 養育者以外からの相談

## 第13章 特別な視点が必要な事例への対応

1. 「きょうだい」事例への対応
2. 保護者がアルコール依存症の場合の対応
3. 保護者が薬物問題を抱えている場合
4. 精神疾患が疑われる事例への介入と対応
5. 保護者による治療拒否の事例
6. 代理ミュンヒハウゼン症候群への対応
7. 性的虐待への対応
8. 配偶者からの暴力のある家庭への支援のあり方
9. 18歳又は19歳の子どもへの対応

## 第14章 虐待致死事例に学ぶ

1. 国における児童虐待による死亡事例等の検証の経緯
2. 検証委員会の総括報告における提言

### 3 改正の主な内容

#### 1. 平成19年改正児童虐待防止法関連

- (1) 出頭要求、臨検・捜索に関する手続きに関して、児童相談所運営指針で示した手順に具体例を加えて記述。

#### 第4章 調査及び保護者・子どもへのアプローチ

#### 8. 出頭要求から臨検・捜索に関する留意点

- 出頭要求、立入調査、再出頭要求、臨検・捜索は、子どもの安全確認及び安全の確保を目的に行う一連の行政行為であり、常に最悪の事態を想定しつつ目的を達成するための見通しのあるプランを練って着手する。なお、実行に際して警察官、裁判所との連携なくしては実現しないことは明らかであるので、早い段階で協力を仰ぐことが重要である。
- 出頭要求告知書の様式では、出頭要求から臨検・捜索等に至るプロセスの説明が弱いので、別紙で全体のプロセスについての説明書を作成しておくことが必要である。

出頭日の延期を求められた場合には、やむを得ない理由であるかどうかを判断し、無為な引き延ばしに応じることはあってはならない。また、日程の延期による転居の虞がないかなども慎重に吟味して、必要ならば立入調査の実施も躊躇してはならない。

〔事例〕

○ネグレクト

(端緒)

- ・保護者と女兒(小学生)の二人の世帯
- ・自宅(アパート)に引きこもっており、外部との接触がほとんどない。
- ・子どもは、小学校入学式にも出ず、その後も学校には通っていない。
- ・電話はあるが、かけてもつながらない。また、担任が家庭訪問するも応答がない。家の中に人の気配がある。
- ・長期間、子どもの所在が確認できないため学校から児童相談所に通告。
- ・保護者については、近所の人が、時々、夜中にコンビニで見かけるとの情報がある。

(経過)

1. 家庭訪問及び出頭要求の告知

- ・市役所に対して世帯、近隣の情報提供を依頼
- ・通告内容及び市役所からの情報、社会診断を総合的に判断し、現在小学2年生の子どもがおり、保護者には精神科への通院歴があること等が分かり、通告の翌日に児童相談所職員と市の担当者により家庭訪問するも応答がない。
- ・あらかじめ応答がない場合を想定して準備した出頭要求告知書をドアの郵便受けに投函する。その際に、口頭にて告知書を投函する旨を伝えるとともに、この場面を写真、ビデオで記録した。
- ・電気メーターは動いており、水道の使用についても確認できた。
- ・また、風雨にさらされ古くなった三輪車が軒下に放置されていたので写真で記録する。
- ・出頭要求は、2日後、住宅と同じ中学校区内にある公民館の会議室とし、利用者の少ない午後2時とした。(児童相談所へは、バス、電車を乗り継いで1時間程度のため近場の公共機関を指定した。)
- ・当日は、保護者は出頭要求には応じることなく、また、連絡もしてくることはなかった。

#### 4. 臨検・搜索

- ・再出頭要求にも応じないことから管轄の家庭裁判所の裁判官に臨検・搜索に係る許可状を請求。
- ・翌日、許可状の交付を受け、再出頭要求を行った日の翌々日の16時に着手。
- ・あらかじめ家主に立ち会いを依頼した際に、鍵を借用することとなった。
- ・臨検体制は、立入調査と同様の体制で臨む。
- ・ドアをノックするも応答がないため、家主に対して許可状を提示してドアを解錠するが、ドアにはドアチェーンがはめられていたため室内に立ち入ることができない。
- ・この段階で、保護者の反応があり、保護者がドアを引き戻すとともに、興奮してわめき散らす等の状態がしばらく続く。
- ・興奮が治まりかけたのを見計らい、ドアの隙間から許可状を提示し、あらかじめ携行したチェーンカッターによりドアチェーンを切断して室内に立ち入る。
- ・4人の職員が室内に立ち入り、2人が保護者の説得に当たるとともに、他の2人が子どもの搜索に当たり、別室のテレビの前に座していた子どもを保護する。
- ・室内は足の踏み場もないような、いわゆるゴミ屋敷になっており、異臭が漂っていた。
- ・子どもは、痩せて、小柄、衣服は汚れ、風呂にも入っていない様子が 見受けられた。
- ・保護者に対して子どもを一時保護することを伝え、子どもを連れ出す。
- ・児童福祉司は、児童相談所と一緒に先々のことを考えて行くことを伝えるが、納得せず、子どもを返せと食い下がる。
- ・押し問答が続くが、保護者に対する警察官の助言もあり、後日、児童 相談所で面談することとし、全員が退去。
- ・経過記録を基に調書を作成し、実施した職員の署名・押印、及び立会人の署名・押印を行った。

(2) 保護者援助の方策を保護者援助ガイドラインに基づき、援助指針の定期的な見直しの徹底、段階を経た指導、家庭復帰後の地域の支援体制の確保などについて記述。

## 第8章 援助(在宅指導)

### 1. 在宅指導上の留意事項は何か

#### (3) 援助指針の策定

虐待事例は、在宅指導、施設入所等の措置に関わらず、長期に亘る多面的な援助が必要であり、これを効果的に行うには援助指針を策定し、これに沿った計画的・体系的な援助を続けることが不可欠であるが、特に在宅指導における援助指針の策定に当っては次の点に留意する必要がある。

ア. 援助指針の策定に際しては、必要に応じて子ども及び保護者等の当事者の参画を求める。

イ. 援助指針は、子どもの年齢、心身の状況、発達の状況等を勘案して、具体的な短期目標の設定及び中長期目標の設定に努め、再評価の時期についても子どもの成長や変化に応じて適時適切に行い、援助方針を見直す。

ウ. 在宅指導を行うには、児童相談所の児童福祉司、児童心理司、さらには市町村(要保護児童対策地域協議会)、児童福祉施設、保健所などの関係機関と連携・協力して行うことになるので、それぞれの機関の役割、到達目標を指針に明示するとともに、市町村に対応の責任を移す時期等の見通しを示すこととする。特に、市町村が実施する養育支援訪問事業等の対象となる事例であると考えられる場合には、市町村にその旨を通知する等の具体的な援助を行う。

エ. 在宅指導は、事例に応じて児童福祉司指導措置等、26条指導措置、11条指導のいずれかの対応を採ることとなるが、特に、市町村から送致された事例や児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例は、児童福祉司指導措置等を採用することが必要である。

## 第9章 援助(親子分離)

### 1. 児童相談所における対応

#### (2) 親権者の同意に基づく入所措置等の保護者援助

##### [2] 児童福祉司指導措置等についての考え方

親権者の同意により児童福祉施設入所措置等が採られる場合は、保護者の側に援助を受ける意識があることも多いが、形式的に施設入所に同意はしていても、児童虐待の自覚が乏しい保護者、自己中心的な言動を展開する保護者、入所する子どもに無関心な保護者等もあるので、そのような場合には、積極的に児童福祉司指導措置等を採用することとする。

なお、児童福祉司指導措置等を採用するタイミングは、通常、入所措置等に合わせる人が多いと思われるが、援助の経過の中で、適宜保護者の評価を行い、必要に応じて適時適切に当該措置を採用することとする。

## 2. 平成20年改正児童福祉法関連

- (1) 児童相談所長が、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業の実施が適当であると判断した場合に市町村長に通知する規定の記述。

### 第11章 関係機関との協働

#### 1. 市町村(要保護児童対策地域協議会)との協働

##### (1) 市町村の役割

(オ) 児童虐待防止法第8条第1項第2号には、市町村から児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号の規定による送致を受けた事例に関して、市町村が一時保護等の必要があると判断している場合には、児童相談所長等に対してその実施を促す通知を行う規定が設けられている。

他方、平成20年の改正児童福祉法第26条第1項第7号においては、子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当である場合に児童相談所長から市町村長に対して通知が行える規定が設けられており、相互に連携した対応を講じることが出来るようになっている。



## (2) 里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助に関する規定の記述。

### 第11章 関係機関との協働

#### 7. 里親との連携

##### (1) 里親の概要

里親は、要保護児童を一時的又は継続的に自己の家庭に預かり養育する者であり（児童福祉法第6条の3）、養子を前提とした里親、養育里親、親族里親、専門里親がある。また、平成21年度に創設された里親制度の良さと集団生活における子ども同士の相互作用の利点を活かした小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も里親に類似するものである。子どもを里親に委託する措置は、児童福祉施設への入所と同様、児童相談所が決定することとなる。

### 3. その他

- (1) 性的虐待の対応に関して、対応事例が比較的多い自治体の基本的な対応方法を基に、子ども本人の調査における留意事項等の記述。

#### 第13章 特別な視点が必要な事例への対応

##### 7. 性的虐待への対応

###### (1) 初期対応

###### [2] 子どもからの被害調査

通告を受理した児童相談所は、通告者や子どもの打ち明けを聞いた人からの聴きとり調査をした上で、子どもと直接接触し、虐待被害の調査を行う。この際、子どもの身柄の安全の確保に配慮し、子どもが加害者のもとより、家族からの干渉、友人からの注目に晒されることなく、落ちついて調査面接を実施できる場所を確保することが必要である。このため保育所、幼稚園、学校等の協力を得ることが重要である。

聴き取りは調査面接者と子どもの1対1でのやり取りとし、子どものサポートに関係者が同席するとしても、その人は子どもの発言について誘導や教唆となるような発言は控えて立ち会う配慮が必要である。

この段階で子どもの被害の内容がすべて明らかになることは少ない。子どもは周囲の反応にたじろいだり、戸惑ったりしており、事情を聴きにきた職員の調査に抵抗を示すことも多い。従って調査を担当する職員は、子どもの安全についての心配から事情を聴きにきたこと、子どもの身を案じていることを伝え、また、子どもの戸惑いについて理解を示し、子どもの不安を和らげることが重要である。調査面接者は、子どもが関係者に打ち明けたその事情と内容について聴き取り、子どもの安全に関して何らかの性的虐待についての疑いの兆候を確認することが重要となる。もしも、子どもが自発的に具体的な被害事実を述べるようであれば、今後の法的対応における客観性を損なわないよう、誘導や暗示を交えず、質問し過ぎることなく、子どもの自発的な話の聴き取りを心がけなければならない。この初期の調査における聴き取りは、場面設定にも時間にも制約のある条件下で行われるものであり、最低限度の性的虐待の疑いと一時保護の要否判断が行われることが目標となる。(子どもへの面接については後に詳述する)

(2) 児童虐待の事例に関して家庭裁判所への申立件数が増加する一方で、家庭裁判所の情報公開が進んでおり、対峙する保護者に子どもの居場所等の情報を与えないために家庭裁判所に対して審判書類の不開示を依頼する上申書の提出などを記述。

## 第6章 判定・援助業務

### 7. 家庭裁判所による子どもの里親委託または児童福祉施設等への入所の承認

#### —いわゆる法第28条手続

#### (3) 法第28条手続の進め方

[4] 更新ケースや保全処分、親権喪失宣告等にも共通する問題であるが、裁判所に提出した資料等の開示については、家事審判規則上、審判官の裁量に委ねられており、従来は、当事者を含む関係者のプライバシー保護の観点から基本的に非開示とされてきた。ところが、最近は親側の反論権を十分に保障するという趣旨から、親側への資料開示に積極的な考え方を持つ審判官が増えているように思われる。

したがって、第一に、児童相談所としても、平素から開示原則という認識で記録を作成すべきであるし、親側に開示されてもよいかたちで裁判所提出資料を作成する必要があるだろう。

しかし、一方で、第三者からの情報や意見など、裁判資料として重要でありながら、やはり親側に開示すべきでない資料もある。そこで、第二に、児童相談所としては、そのような資料を裁判所に提出するにあたっては、非開示を求める上申を添付するなどして、裁判所に非開示の必要性を強く訴える必要がある(上申には、開示された場合のリスク等を具体的に書くことが望ましい)。

### (3) 通告後の情報収集における児童相談所と市町村の情報の共有・連携のあり方に関して記述。

#### 第3章 通告・相談への対応

#### 2. 通告・相談があった場合にまず何をやるべきか

##### (1) 緊急受理会議の開催

[2] 緊急受理会議の準備の一環として、通告を受けた事例について、他の通告受理機関と情報交換を行い、過去の通告や援助、その他の情報が蓄積されていないかの確認を行う。

この場合、確認を依頼した機関は、その時点で把握した情報を他の機関に伝えることが、関連した断片情報を集めるきっかけとなることに留意すべきである。

なお、情報交換については、性的虐待に関しては慎重に対応すべきものであり一律の情報交換になじむものではないので、このような事例を除き行うことが基本である。

# 「児童相談所運営指針」の改正

平成20年、家庭的保育など子育て支援事業の制度化や要保護児童等に対する家庭的環境における養護の充実等を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)が成立したことを踏まえ、社会的養護に関する規定等について改正。

## 児童相談所と施設等における情報共有の原則を明確化

子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、児童相談所は措置決定通知書(措置内容を明確に示すこと)に添えて、子どもの援助に参考となる次の①～⑨に掲げる資料を子どもを入所又は委託させる児童福祉施設等の長に送付する。また、必要に応じ事例担当者が施設に出向き、事例の内容の説明を行う等により、相互に今後の方針を確認する。

なお、これらの資料は、子どもが施設において安定した生活を送るための援助に必要であるばかりか、家庭復帰に向けた取組や自立支援に必要となる基礎資料であることから、できる限り綿密なものであることは言うまでもない。

- ①子どもの住所、氏名、年齢
- ②家族構成及び家族の氏名、年齢
- ③子どもの履歴
- ④性行(心理診断・判定に基づく見立て、基本資料等を含む)
- ⑤健康状態
- ⑥家庭環境
- ⑦措置についての子ども及び保護者の意向
- ⑧子ども及び家庭に対する援助指針
- ⑨その他子どもの福祉の増進に関し参考となる事項

また、入所又は委託後に児童福祉施設等において必要となった情報については、追加調査なども含めてできる限り対応する。

